法学（民事法知財）C
ユーザーの立場からの著作権
（フェアユース、補償金）

太田昌孝

mohta@necom830.hpcl.titech.ac.jp

著作権とユーザーの立場

- 権利者側に立つものが多い
  - 主たる収益は権利者側からもたらされる
    - メディア（出版社、放送局）、役所、弁護士、学者（？）
- 家電メーカーは？
  - ユーザー（テレビを購入してくれる消費者）の味方ではないのか？

かっての家電（家庭電機）機器

- ほとんどが電機機器
  - スイッチ、モーター、タイマー、リレー等の組み合わせ
- テレビやラジオは電子機器
  - 技術のレベルが違う
  - テレビは家電の王様！

かっての家電メーカーの事情

- テレビは家電の王様
- 大手家電メーカーの王様は？
  - 家電部門ではなく、放送用機器部門
    - 家電とは技術レベルが違う
  - 大手家電メーカーはお客様（放送局）には逆らえない
- 経済産業省も家電メーカーの要望に従う

太田の関わった著作権関係裁判

- クロムサイズ事件
  - 全テレビ放送を1週間録画するサーバをマンション住民（特定少数？）で共有
    - 所有は管理組合（非営利）
  - 敗訴
- 録画ネット事件
  - 非居住者から録画機を預かって（営利）アンテナ接続
  - 判例からすると勝ち目なかったが、和解

革命とは？

- 社会の大変革
- 既存の秩序の転覆
- 多くは旧支配者の流血を伴う
  - 稀に、全財産を失うだけで済む場合も
- 憲法レベルでの法改正は当然

IT革命とは？

- インターネットによる情報通信の中抜き
- 旧支配者は旧来の情報通信網
  - 消滅
- インターネットが社会の情報通信の唯一無二のインフラに
  - 出版網、放送網等は消滅
- （憲法レベルでの？）法改正は当然

誰が著作権を必要とするのか？

- 作者？
  - もともと10％程度以下しかもらっていない
  - 著作権がなくなっても食っていける？
    - ライブ、サイン会、コミケ、テレビ出演等
- 出版事業者
  - 著作財産権がなくなると破滅
- 文化の担い手である出版事業者を守れ？
  - IT革命後の社会は出版事業者を必要としない

著作権の起源

- １４４５年頃　グーテンベルグによる活版印刷の発明（？）
- １５世紀終盤　ベネチアで個別出版物に出版特許を認める
- １６６２年　イギリスで、国王大権により出版権（コピーライト）を認める
- １７１０年　イギリスでアン法
  - 著作者に権利を認める（保護期間１４年）

著作権法の定める諸権利

- 著作者人格権
  - 公表権、氏名表示権、同一性保持権
- 著作権
  - 複製権、公衆送信権等の枝分権に分かれる
- 出版権
- 著作隣接権（著作者以外の持つ権利）
  - レコード製作者の持つ原版権等

個人による著作物の自由なコピーは合法か？

- 日本の著作権法では
  - 私的コピーは一応合法
- 著作財産権は極めて人工的な権利
  - レコード業界専用の条文等
  - 流通形態が変われば変わるのが当然
- 社会が必要としないものを法律で押し付けても無視される（食管法、禁酒法）

著作権法　第三十条　1

- 著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

著作権法　第三十条　１（つづき）

- 一　公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合
- 二　技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合

著作権法　第三十条　２

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない

私的コピーへの制約

- 技術的保護手段の回避禁止
  - 最終的な再生物は保護されていない
  - そもそも用語が無意味
    - 技術的には、コピー保護は不可能
- 記録媒体への課金
  - デジタルは内容を区別しない
    - 音も絵も文章も1ビットは1ビット
    - 圧縮方式で容量はかわる
    - 課金額は決まらない

私的複製は権利か？
フェアユースは権利か？

- 私的複製等は、著作権等への権利制限
  - 限定列挙解釈
    - 権利の対立がある場合は
      - 権利間の比較衡量で落としどころを決めるが、、、
        - » フェアユース
    - 私的複製等は権利ではないので（？）
      - 著作権法にある権利制限の拡大解釈は認めない
    - 著作権法は「著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め」た法律だから、権利制限は権利でない
      - が、権利に基づく規定ではない？他の法律では？

著作権法

- 第一条　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

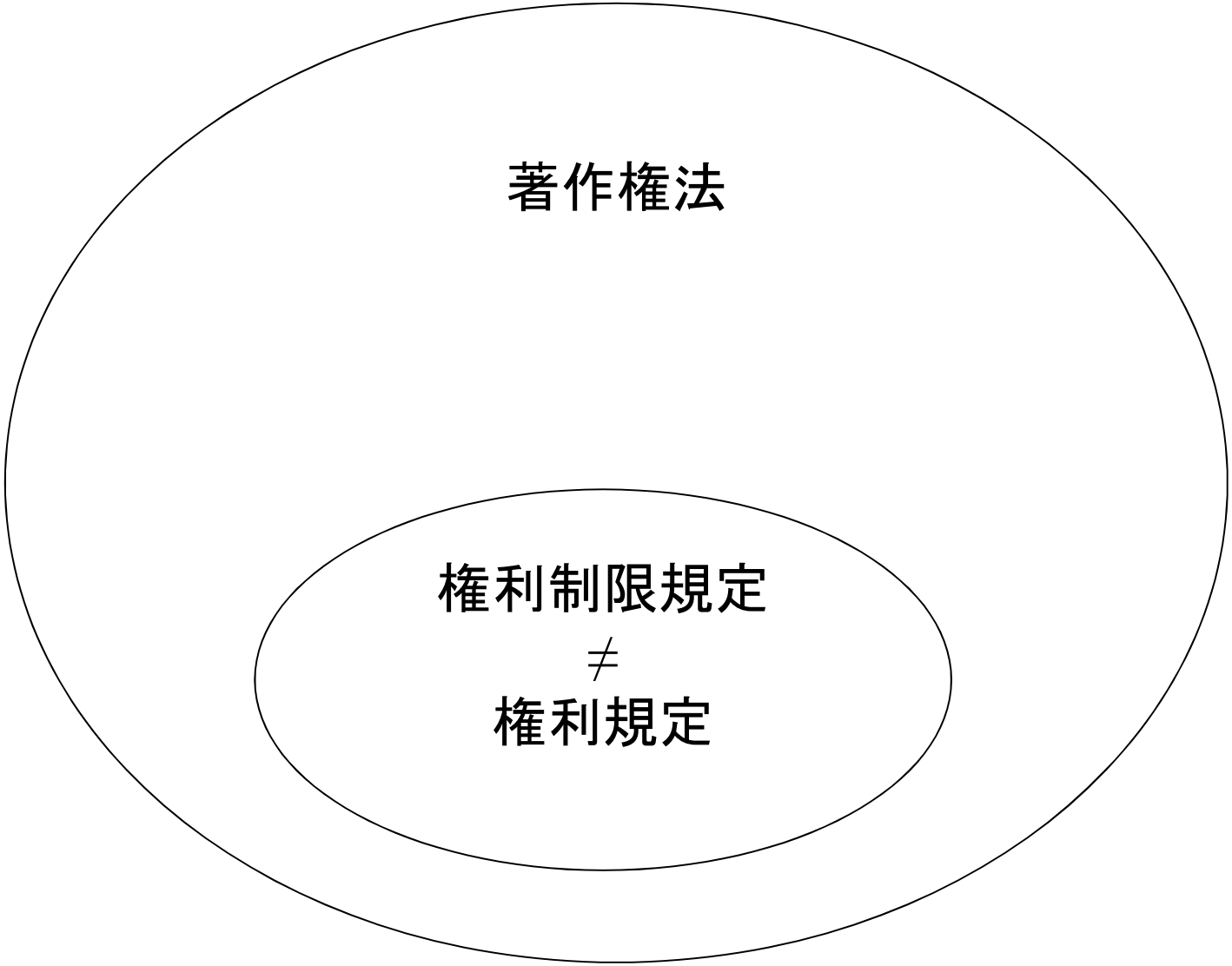
著作権法
権利制限規定
≠
権利規定

憲法第十三条（幸福追求権）

- すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
  - 幸福追求権は非限定列挙解釈される
    - 憲法十四条以降に列挙される国民の諸権利は、全てを尽くしていない（環境権等）
      - 私的複製権も、理論的には導けなくもないが、、、

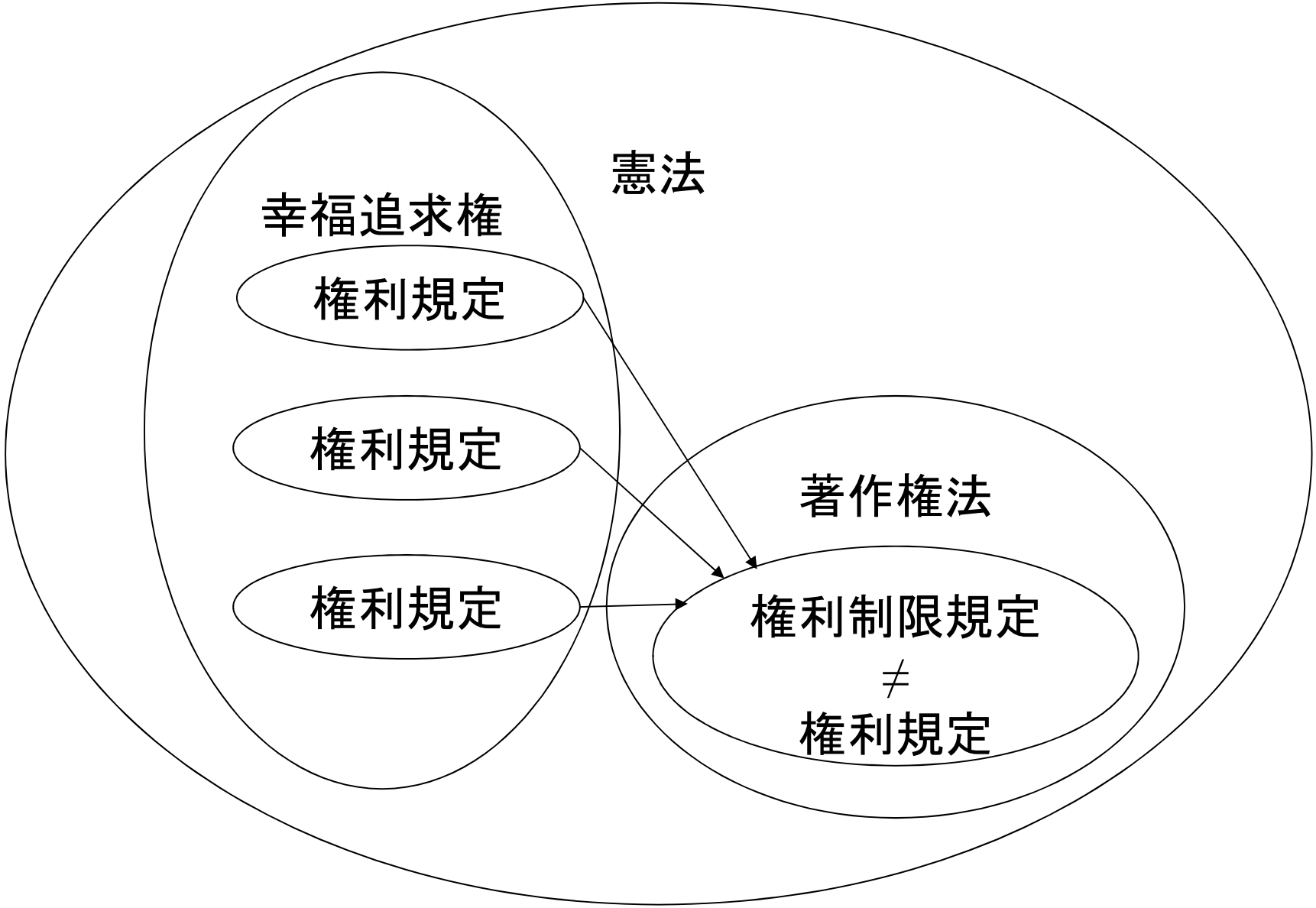
憲法
幸福追求権
権利規定
権利規定
権利規定
著作権法
権利制限規定
≠
権利規定

文化芸術振興基本法

- 第二条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
  - ３　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

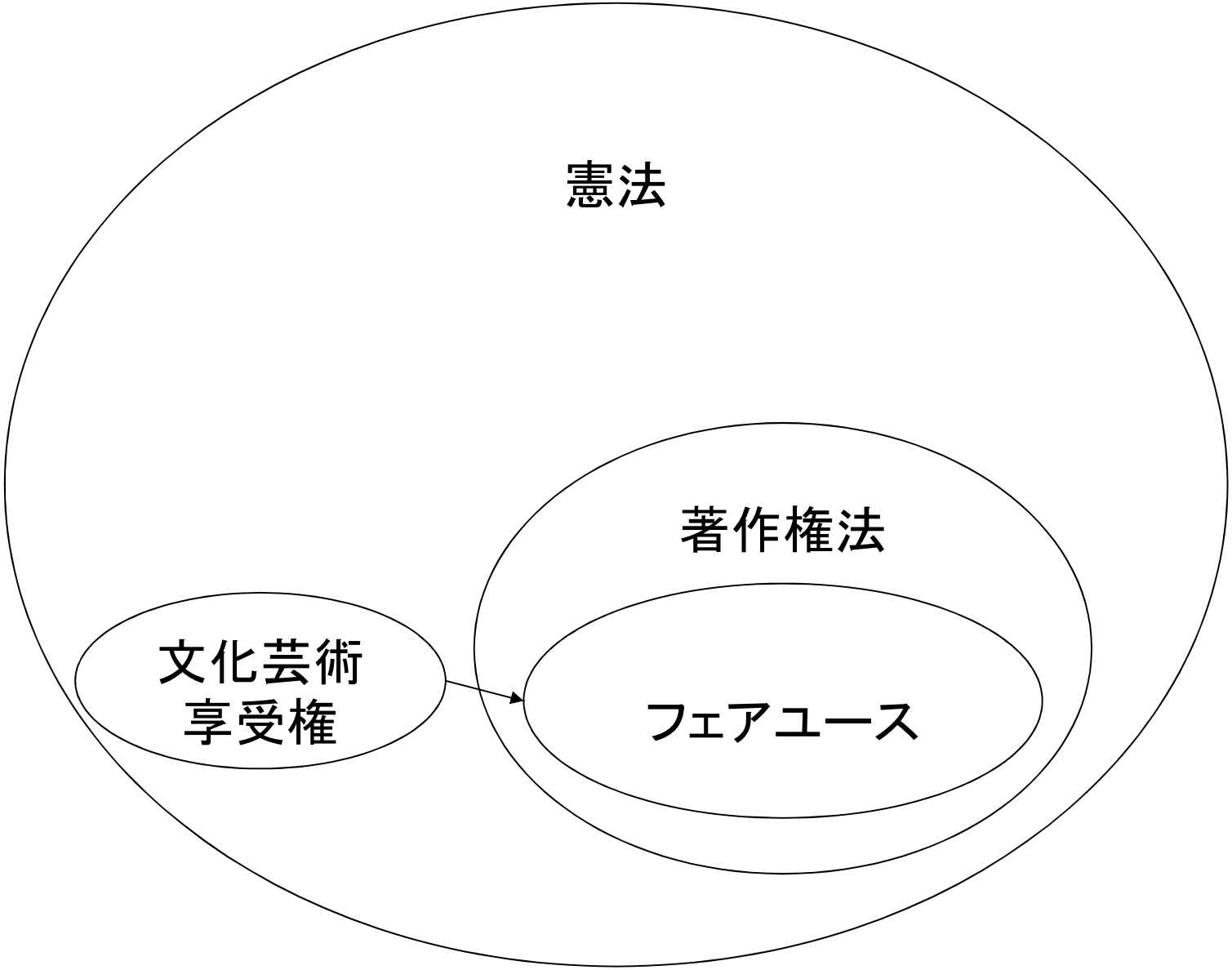
憲法
著作権法
文化芸術
享受権
フェアユース

著作権法の平成17年末の改正

- 厳罰化(最長懲役5年ー＞10年)？
- IPマルチキャストの合法化？
- 国会審議の場で、国会が著作権法違反していることが確認された
  - 国会のインターネット中継、同ビデオライブラリ送信は、著作権法40条2号は適用されない
  - 改正後の著作権法でも、事情は同じ
- もはや、何がなんだかわからない

著作権法

- （政治上の演説等の利用）第四十条２　国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。

著作権法（改正後）

- （政治上の演説等の利用）第四十条２　国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

権利制限と権利

- 第四十条 2の権利制限規定は、明らかに参政権に基づくもの
  - 著作権法の権利制限規定は権利の規定でなくとも
    - 権利制限が権利に基づくことの否定にはならない
    - 限定列挙解釈は、間違い
  - 参政権により第四十条 2の規定は、一般の自動公衆送信に拡大適用するのが妥当
- 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利（文化芸術振興基本法）
  - 一般的フェアユースは現行法で認められている

衆議院事務局の見解（フェアユースそのもの）

- 衆議院ではインターネット中継を行う行為を「自動公衆送信」と考えており、　著作権法第40条第2項には「自動公衆送信」の行為は挙げられていませんが、　インターネットでの中継放送は画像・音声を公衆に伝達する点で、その実態は実質的に同項の「放送」または「有線放送」と同視できるので、インターネット中継を行う 行為は発言者に対して著作権の侵害にならないと判断しています。

国会審議のインターネット配信とフェアユース

太田昌孝
東京工業大学情報理工学研究科
mohta@necom830.hpcl.titech.ac.jp

技術やビジネスの発展と フェアユース

- 文化庁はフェアユースを認めようとしない
  - 権利制限は著作権法第5款のみに強く限定
- 著作権法に触れる怖れがある場合
  - 著作権法の改正後でないと新たな技術に基づくビジネスが開始不可能
  - かなり白に近いグレーゾーンや真白でも、訴訟も濫発（録画ネット、まねきTV等）
  - サーチエンジンビジネス等の致命的出遅れ

国会のインターネット配信

- インターネット中継
  - IPユニキャストによる同一内容の複数ストリーム同時配信
- ビデオライブラリ
  - 過去の審議のVoD

著作権法上の
放送類似行為（公衆送信）

- （有線）放送
  - 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線（有線）通信の送信をいう。
- 自動公衆送信
  - 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

IPマルチキャストは（有線）放送か？

- 文化庁等の主張
  - IPマルチキャストは「公衆からの求めに応じ自動的に行う」ので「公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う」公衆送信であっても（有線）放送ではない
- 著作権法に書いてあること
  - 「公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う」公衆送信なら「公衆からの求めに応じ自動的に行」っても、（有線）放送

そもそも、IPマルチキャストの送信に、公衆からの求めはない

- 受信者からの求めはルータには伝わり、ルータ間での情報のやり取りもある
  - IGMP、マルチキャストルーティングプロトコル
- しかし、送信者は、受信者情報は受けない
  - 送信者は、受信者が0でも、パケットを流す
- 無理にルータを送信者だと主張すると
  - ルータの先は特定少数なので、著作権法の規制対象外

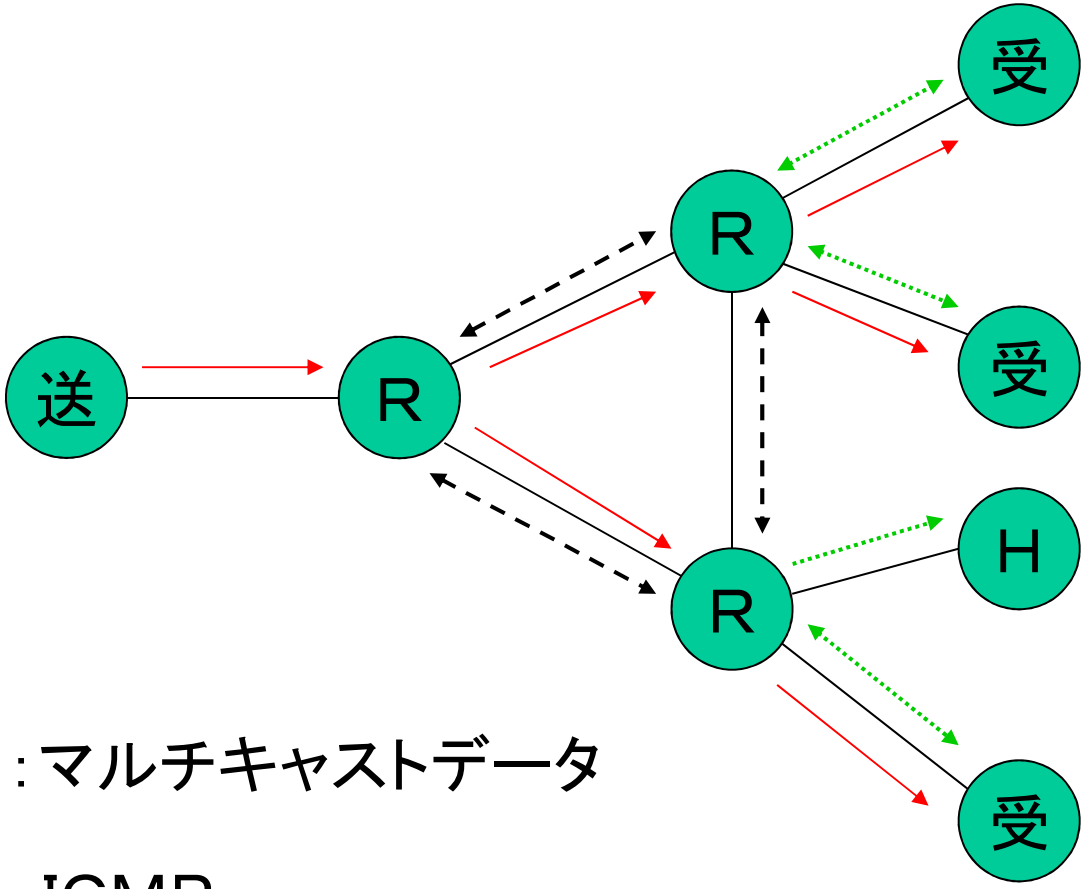

：マルチキャストデータ

：IGMP

：マルチキャストルーティングプロトコル

マルチキャストに関するパケットのやり取りの様子

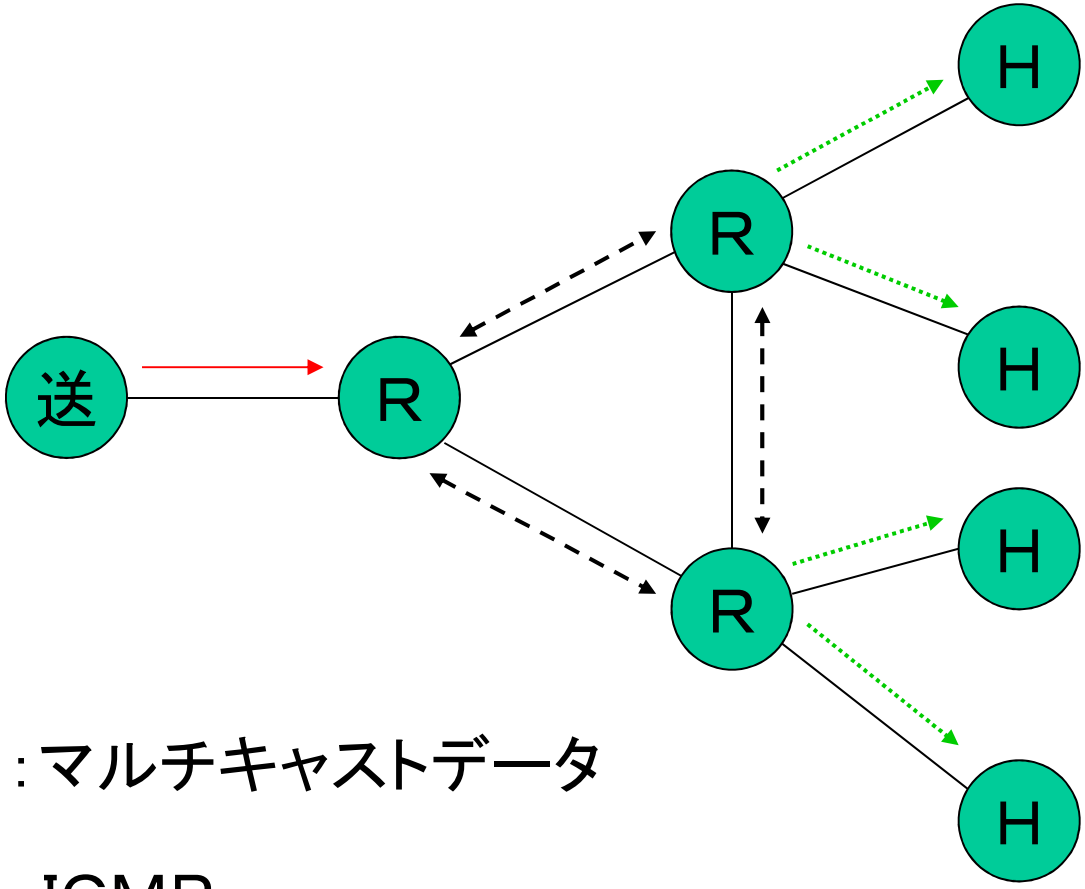

：マルチキャストデータ

：IGMP

：マルチキャストルーティングプロトコル

マルチキャストに関するパケットのやり取りの様子
（受信者がいない場合）

（有線）放送の例

- 電波による放送
- CATVによる放送
- IPマルチキャストによる放送
  - 「公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う」という要件を満たす公衆送信
- IPユニキャストによる同一内容の複数ストリーム同時配信も

自動公衆送信の例

- 通信カラオケ
- （IPユニキャストによる）VOD
  - 公衆は同じ映画等の「同一の内容の送信」を受信するが「同時に受信される」わけではなく、受信者によって見る時間はばらばら
  - 「公衆からの求めに応じ自動的に行う」という自動公衆送信の要件にも適合

国会のインターネット配信の著作権法上の位置づけ

- インターネット中継
  - IPユニキャストによる同一内容の複数ストリーム同時配信、つまり、（無線は末端（構内）以外では事実上使われていないので）有線放送
  - 文化庁の主張では自動公衆送信
- ビデオライブラリ
  - 過去の審議のVoD、つまり、自動公衆送信

著作権法40条2項

- 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。
  - 自動公衆送信は対象外

衆議院TVの権利関係の問い合わせへの返答メイル

- 「衆議院TV」の著作権者は衆議院になります。
- 衆議院ではインターネット中継を行う行為を「自動公衆送信」と考えており、著作権法第40条第2項には「自動公衆送信」の行為は挙げられていませんが、インターネットでの中継放送は画像・音声を公衆に伝達する点で、その実態は実質的に同項の「放送」または「有線放送」と同視できるので、インターネット中継を行う行為は発言者に対して著作権の侵害にならないと判断しています。
- 基本的に著作権法第30条にあるとおり、私的使用のための複製は認めていますが、それ以外の目的のための複製は許可しておりません。しかし、著作権法第32条、引用の目的上正当な範囲内で行われるようであれば利用することができるため、「衆議院TV」を再配布することは目的次第では可能です

文化庁甲野著作権課課長の見解

- 国会のインターネット中継は自動公衆送信である
- 自動公衆送信には40条2項は適用されない
- 国会での発言は発言者の著作物である
- 施政方針演説ならともかく、国会での答弁のやりとり程度では40条1項の演説や陳述ではない
- 議院規則などに放送に関する定めがあれば（ないらしい）、議会関係者の黙示の許諾はあると言えるかもしれないが、参考人ではそれも難しい
- フェアユースを認めるのに法律改正は不要

著作権法40条1項

- 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行なう審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

国会審議

- 文化庁加茂川次官の答弁
  - 委員御指摘のいかぬという意味が、私、取り違っておるかもしれませんが、権利制限が働いていない、著作権法の本則が適用になるということであれば、そのとおりだと思います。
- 保坂議員のブログ
  - 委員会では、国会TVのインターネット中継、とりわけ過去の審議記録映像へのアクセスが「参考人質疑など被写 体となった当事者の許諾を得ることが必要となる」(文化庁)という見解が語られ、驚くべきことに多くの国民が事後的に見ている委員会審議のライブラリーの 存在は、現行の著作権法違反との認識を示したことだ。

国会のインターネット中継の現状

- 今回の問題が認識される以前の審議のビデオライブラリ（つまり、発言者に送信許諾をとってないことは明らかなもの）も含め、あいかわらず公然と行われている
- 同国会審議での法改正（ほぼ、未施行）でも、あいかわらずビデオライブラリの送信は、自動公衆送信
- 参考人告訴で国会責任者は懲役10年？

考察

- 国会事務局（議院運営委員会）の著作権法の解釈（立法府解釈）はフェアユースを認め、堂々と実践している
- 著作権法の多くは民々規定であり、フェアユースについての文化庁解釈にも強制力はない
- 「著作権は、著作権法の権利制限の場合を除けば、参政権に絶対的に優越する」わけがない
- 日本では既にフェアユースは認められていると結論せざるを得ない

傍論：フェアユースは我が国では権利らしい

- 参政権が権利である以上、今回の事例ではどうでもよいが、、、
- 録画ネット事件での録画ネット側抗告書
  - 「文化芸術振興基本法も文化芸術を享受することが人々の生まれながらの権利であることを確認」
- 文化芸術振興基本法2条3項
  - 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ

まとめ

- IPマルチキャストやIPユニキャストによる同一内容の複数ストリーム同時配信は、著作権法上の（有線）放送である
- 立法府は、著作権法の解釈として、公益目的の権利制限の拡大解釈、つまりフェアユース、を認めている
  - 範囲がどの程度かが問題だが、少なくとも国会のビデオライブラリはコピーし放題

ダウンロード違法化

- 「違法録音録画物や違法サイトからの私的録音録画」は
  - 第30条（私的録音録画）の適用除外に
  - ただし、利用者保護の観点から
    - 違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等に限定
      - いわゆる「情を知って」ということ
    - 罰則はなし→あり（2012年改正）
      - 民事賠償責任のみ

30条の例外の追加

- 三　著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

ダウンロード違法化は無害、無意味

- 「違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等」は、どうみても不法行為
  - 現行法で民事賠償責任は生じる
- winny利用の違法化にはならない
  - 合法ファイル取得目的のwinny利用に伴う他の（違法）ファイル中継は「違法録音録画物や違法サイトと承知の上で行う場合等」ではない
- そもそも、ダウンロードが合法なのは？
  - 私的複製だから？業務でのダウンロードは？

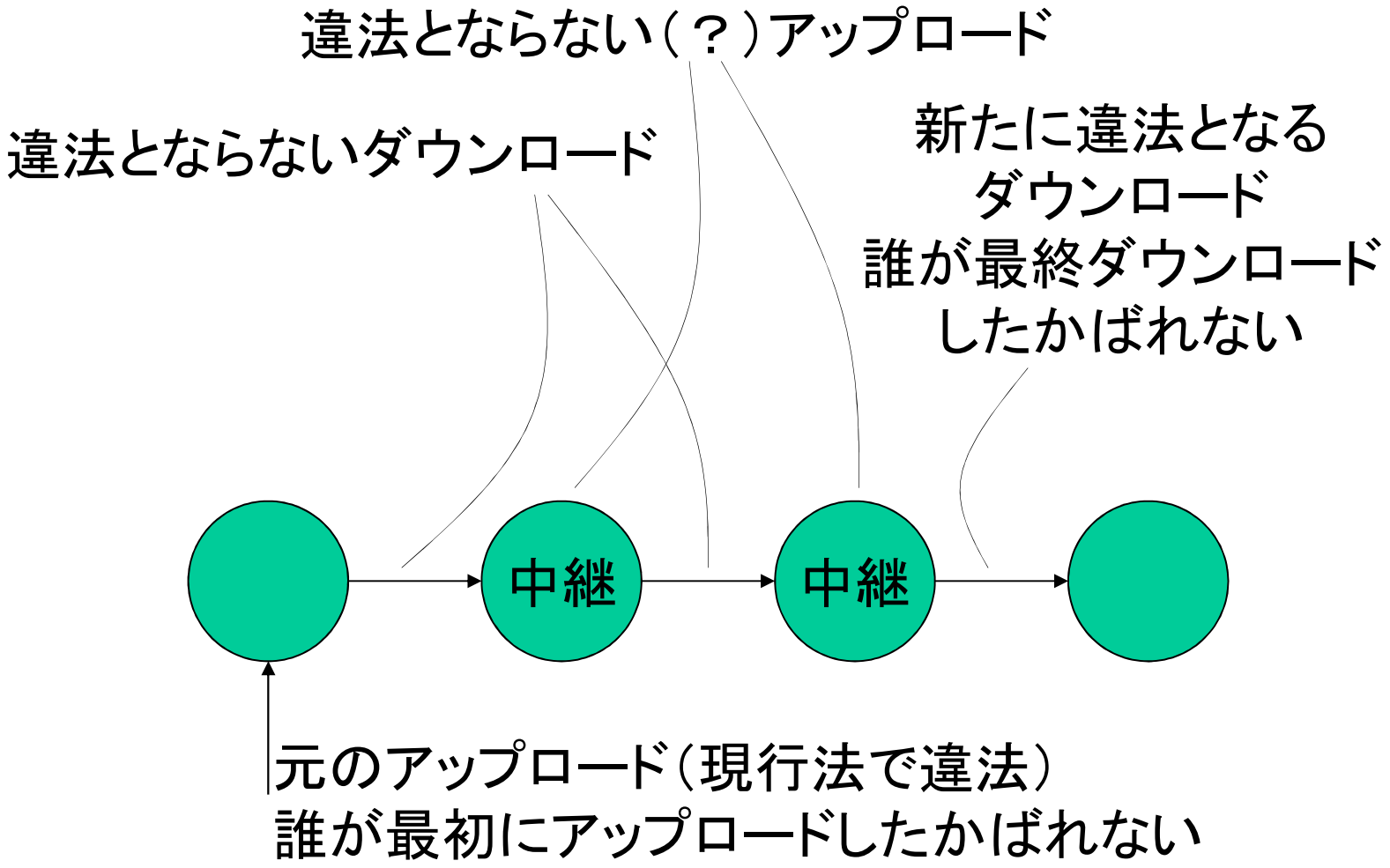

winnyの中継、匿名性とアップロード・ダウンロードの鎖

合法ダウンロード後複製違法化の理由づけ

- 著作権保護技術と契約の組み合わせ等により一定の管理下においてこれを許容しているような実態がある利用形態では、著作物等の提供者との契約により録音録画の対価を確保することは可能であり、第30条の適用除外としても利用秩序に混乱は生じないと考えられる。
- 配信事業の実態から、第30条の適用範囲から除外することが適当であるという意見が大勢であった。
  - DRMフリー配信は？？？
  - 「適法配信事業者」って、普通のウェブサイトも含むよね？
  - そもそも私的録音録画じゃない（例：業務でのダウンロード）

私的録音録画補償金制度と２００６～２００７年の見直し

- デジタルコピーは劣化しないので、権利者に補償金を払え？
  - デジタルコピーも劣化する（SN比に応じた誤り訂正コードがあれば誤り訂正は可能だが）
  - そもそも文字情報はデジタル
    - 紙の虫食いや石碑の欠けが多少あっても読める
    - 歌詞や楽譜はデジタル（実演はアナログ）
      - アナログコピーでも実演の価値は劣化するが、歌詞や音程情報はほぼ劣化しない

デジタルとアナログ

- デジタルは、細部の違いを問題にしない
  - 雑音に強い
- 言語は（話し言葉も）デジタル
  - 声、歌はアナログ
- 文字もデジタル
  - １７文字もあれば、極めて微妙な感情も伝わる
  - 書道はアナログ
- 問題は、どこまでの細部を見分けるか

補償金制度

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であつて政令で定めるものに より、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者 に支払わなければならない。

現行制度の下では対象にはならない機器

- ア 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの（例 HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー）
- イ 録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの（例 現在のパソコン）
- ウ 録音録画機能を附属機能として組み込んだ機器（例 留守番電話、携帯電話、録音機能付カーナビゲーション）
- 立法時に整理した対象機器についての考え方に照らすと対象に加えても特段の問題はないと考えられる機器もある一方、新たな考え方を構築しなければ対象機器になし得ないものもある

補償金を徴収する理由

- ア 私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方（補償措置は権利制限の代償）
- イ 権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業（販売、配信、放送等）に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方（補償措置は新たな権利の付与と同様）

補償金拡大が狙う範囲

- HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー
  - 対象にすべきであるとする意見が大勢
  - 録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているもの
    - 対象機器に加えて差し支えないと考えられるとの意見
- パソコン、携帯電話、録音機能付カーナビ
  - 意見の一致に至っていない
- 録画機能を組み込んだテレビ
  - 対象に加えるべきであるという意見

対象機器・記録媒体の決定方法 現行制度の問題点？？？

- 文化審議会著作権分科会報告書（平成１８年１月）では、現行の政令指定方式については、
  - ア 技術を指定する現行制度は、指定までの時間がかかりすぎて権利者の補償に欠けること
  - イ 技術を指定する現行制度は、補償金を支払う消費者には理解できず、制度への理解を妨げる一因ともなっている
- 仮に専用機器だけでなく、それ以外の機能を有する機器等にも拡大する場合は、現行の政令指定方式で問題が生じないのかについて十分検証する必要

補償金制度改正案

- 法令で定める基準に照らして、公的な「評価機関」の審議を経て、文化庁長官が定める。
  - 公的な「評価機関」って、、、
    - 私的録音録画小委員会？
      - 公的な評価機関は、権利者、製造業者、消費者、学識経験者で構成され、そこで対象範囲が議論され、透明性が確保された決定プロセスにより審議される
      - 円滑な対象機器等の決定のため、評価機関は学識経験者で構成され、利害関係者からは必要に応じ意見を聞くことにとどめるべきであるとの意見
  - 政令じゃなくす必要性？法令って、文部科学省令？
    - 経済産業省や総務省が反対できない？

補償金の流れ

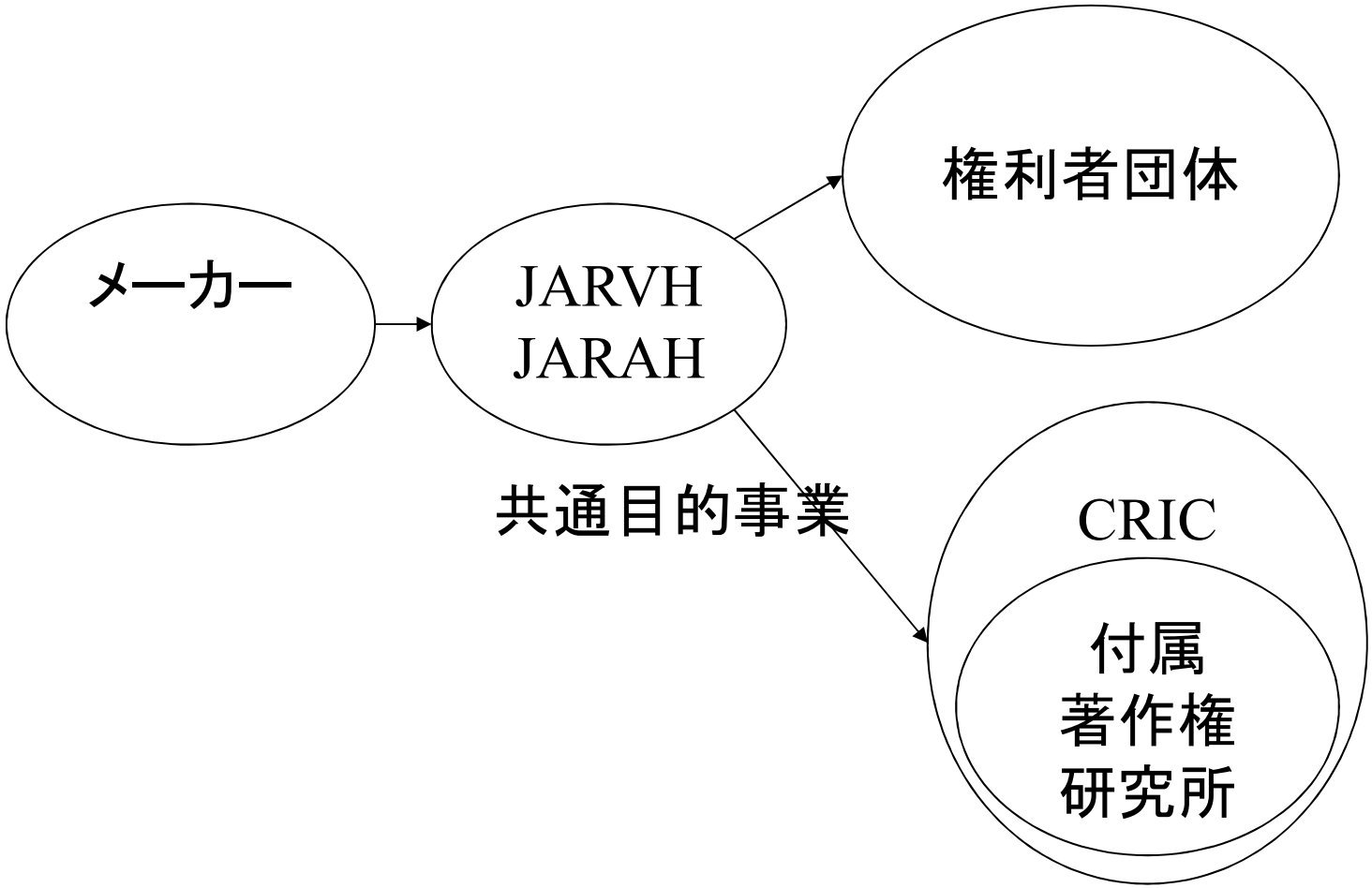

共通目的事業

- 第百四条の八　指定管理団体は、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

最悪（つまり普通に考えられる）の場合の補償金対象機器

- HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー、ポータブルゲーム機、パソコン、携帯電話、録音機能付カーナビ、録画機能を組み込んだテレビ、インターネット接続機器
- さすがに経済産業省（と総務省？）が動き
  - 補償金制度の拡大は潰れた

かっての家電（家庭電機）機器

- ほとんどが電機機器
  - スイッチ、モーター、タイマー、リレー等の組み合わせ
- テレビやラジオは電子機器
  - 技術のレベルが違う
  - テレビは家電の王様！

今の家電（家庭電機）機器

- ほとんどが電子機器
  - 多くの機器が液晶を持つ（テレビと同等）
- もっとも技術が必要なのは携帯電話
  - 高周波技術のレベルが違う
  - テレビ機能も包含

かっての家電メーカーの事情

- テレビは家電の王様
- 大手家電メーカーの王様は？
  - 家電部門ではなく、放送局用機器部門
    - 業務用機器は、超高性能アナログ回路
    - 家電とは技術レベルが雲泥の差
  - 大手家電メーカーはお客様（放送局）には逆らえない

今の家電メーカーの事情

- 携帯電話は家電の王様
- 大手家電メーカーの王様は？
  - 放送局用機器部門は収益性は良いが
    - 家電とは技術レベルが違う（逆の意味で）
      - 家電のほうが技術レベルが高い
        - » 圧縮や省電力や小型化
- 大手家電メーカーはお客様（携帯電話会社）には逆らえない

IT革命とは？

- インターネットによる情報通信の中抜き
- 旧支配者は旧来の情報通信網
  - 消滅
- インターネットが社会の情報通信の唯一無二のインフラに
  - 出版網、放送網等は消滅
- （憲法レベルでの？）法改正は当然

結果

- 携帯電話会社が動いた（２００７年）
  - 家電メーカーも態度を改めた
- 法改正は頓挫
- その後、私的録画補償金制度は崩壊（２００９年～）

映画の保護期間の延長（ローマの休日事件）

- ５０年から７０年へ
- 平成１６年１月１日施行
  - 年頭に権利が有効なら、２０年延長
- 平成１５年末に権利が切れる映画は？
  - 文化庁の見解は
    - 平成１５年末＝平成１６年頭なので、延長
  - 裁判では、最高裁まで連戦連敗だったが、、、
    - 文化庁の立ち位置がよくわかる

明治五年太政官布告
第三百三十七号（改暦ノ布告）

- 今般改暦ノ儀別紙　詔書ノ通被　仰出候条此旨相達候事
  - （別紙）
    詔書写
    朕惟フニ我邦通行ノ暦タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躔度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ 季候ノ早晩アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ属シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽暦ハ太陽ノ躔度ニ従テ月 ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晩ノ変ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰暦ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不 便モ固リ論ヲ俟タサルナリ依テ自今旧暦ヲ廃シ太陽暦ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ
    明治五年壬申十一月九日

改暦ノ布告の時刻表

午前	零時　即午後十二時　子刻	一時　子半刻	二時　丑刻	三時　丑半刻
	四時　寅刻	五時　寅半刻	六時　卯刻	七時　卯半刻
	八時　辰刻	九時　辰半刻	十時　巳刻	十一時　巳半刻
	十二時　午刻			
午後	一時　午半刻	二時　未刻	三時　未半刻	四時　申刻
	五時　申半刻	六時　酉刻	七時　酉半刻	八時　戌刻
	九時　戌半刻	十時　亥刻	十一時　亥半刻	十二時　子刻

明治五年太政官布告
第三百三十七号（改暦ノ布告）

- 時刻表に「零時　即午後十二時　子刻」とあるので、文化庁はそう主張したが、、、
  - 一日を[０:０:０,　２４:０:０]という見方
- 時間の順序を保った自然な構造は、Ｒ＝[０，１）×Ｚなので、２４:０:０は翌日
  - 実数論が理解できなくて、Ｒ＝[０，１]×Ｚとしても、（１，ｎ）＜（０，ｎ＋１）としないといろいろ破綻するのは明らかなので、裁判所は一蹴

法令の探し方

- 法令データ提供システム
  - https://elaws.e-gov.go.jp

レポート課題

- 著作権法の権利制限規定から2条（30条と40条は除く）を選び、それぞれの条について、どのような権利に基づくものと思われるか、あるいは何の権利にも基づかないものかを論じよ
- 締め切り：一週間後（１１／１４）１５：１０